For the United States of America:

Hillary Rodham Clinton

HILLARY RODHAM CLINTON
Secretary of State

省　令

○厚生労働省令第九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百六十五号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第七項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「五十六人」を「五十人」に、「四十八人」を「四十三・五人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○外務省告示第二百十八号

日本国政府は、平成二十二年七月二十三日にハノイで作成された「東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書」の批准書を平成二十三年八月十八日に東南アジア諸国連合事務局に寄託していたところ、同議定書は、その第三条の規定に従い、平成二十四年六月八日に効力を生じた。

同議定書の締約国は、平成二十四年六月八日現在、次のとおりである。

ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、オーストラリア連邦、バングラデシュ人民共和国、カナダ、中華人民共和国、フランス共和国、インド共和国、日本国、モンゴル国、ニュージーランド、北朝鮮、パキスタン・イスラム共和国、パプアニューギニア、大韓民国、ロシア連邦、スリランカ民主社会主義共和国、東ティモール民主共和国、トルコ共和国、アメリカ合衆国

平成二十四年六月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○厚生労働省告示第三百九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百六十五号）の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第六条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）及び第八条並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第八条及び第八条の七第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十四年六月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

様式第一号の二（表面）及び様式第二号の二（表面）中「2.0%」を「2.2%」に改める。

様式第三号（表面）中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者である」を「①から②を除いた職員のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者である」に改める。